

森林整備委託業務における週休 2 日確保業務実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、徳島県農林水産部が発注する森林整備委託業務において、中長期的な担い手を確保することを目的に、「週休 2 日確保業務」を実施する上で必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

週休 2 日確保業務

現場閉所により現場の週休 2 日の確保に取り組む業務をいう。

イ 週休 2 日

①通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休 2 日（以下「週休 2 日（月単位）」という。）とは、対象期間内の全ての月において、4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上を達成しているとみなす。

③完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所日を土日とし 1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ロ 対象期間

業務着手日から現場作業完了日（業務が完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、業務全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ハ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業等を除き、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象業務と取組内容)

第 3 条 対象業務は、徳島県農林水産部が発注する次に掲げる森林整備委託業務とする。

週休 2 日確保業務

原則、全ての森林整備委託業務。

ただし、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所による週休 2 日が困難な業務を除く。

(週休 2 日確保業務である旨の明示等)

第 4 条 発注者は、週休 2 日確保業務として第 8 条による経費の補正を行う場合は、特記仕様書等に明示するものとする。

(工期設定)

第 5 条 発注者は、現場の週休 2 日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施方法)

第6条 受注者は、現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、完全週休2日（土日）に取り組む場合は、別に示す様式にて業務着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県農林土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。
- 4 完全週休2日（土日）に取り組む業務において、受注者の責によらず土日に業務を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で決定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。なお、一週間の定義は「月曜から日曜まで」を基本とする。
- 5 完全週休2日（土日）に取り組む業務において、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。ただし、週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない必要最小限の期間に限定するとともに、従事者が交替しながら週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。
- 6 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。
- 7 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。

(現場閉所率)

第7条 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第2条ロに示すとおり。

(経費の負担)

第8条 発注者は、次により必要となる経費を負担する。

別に示す補正係数のうち週休2日（月単位）の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。第6条第2項により完全週休2日（土日）に取り組む業務において、監督員が完全週休2日（土日）の達成を確認できる場合は、完全週休2日（土日）の係数による補正を行い、設計変更を行うものとする。

なお、週休2日（月単位）を達成できないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月15日から施行する。

(週休 2 日確保業務実施要領第 8 条)

週休 2 日確保業務実施要領第 8 条で規定する労務費等に乗じる補正係数は、次のとおりとする。

(1) 週休 2 日確保業務
労務費等

現場閉所による 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)	月単位の 週休 2 日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02